

教育職員免許状の有効性について(あるお問い合わせより)

●ケースその1



平成20年3月に取得した私の持っている幼稚園の免許状は有効でしょうか？幼稚園で働いたことは一度もないのですが…

旧免許状(平成21年3月31日までに発行された有効期間の記載がない免許状)をお持ちの方で、一度も教員をされたことがないのであれば、免許状は有効です。手続きは不要です。



●ケースその2



平成20年3月に取得した私の持っている幼稚園の教員免許状は有効でしょうか？幼稚園で働いていたのですが、更新手続きをしていません。

旧免許状(平成21年3月31日までに発行された有効期間の記載がない免許状)をお持ちの方の有効期間は、生年月日で決められています。詳しくは、教職員課のHP「教員免許更新制について」にある、「教員免許状の確認方法」をご覧ください。

終了確認期限時点で現職教員(更新義務者)であった方が、更新手続きを行っていない場合は、免許状は失効しています。教職員課のHP「教員免許状について」にある、「再授与申請(教員免許更新制により失効した教員免許状の再授与)」を見て、再授与申請手続きを行ってください。



●ケースその3



有効期間が免許状に書いてあって、令和3年3月31日までとなっています。私の免許状は有効でしょうか？更新手続きをしていません。

新免許状(有効期間の記載がある免許状)をお持ちの方で、**有効期間が令和4年6月30日以前で、更新手続きを行っていない場合は、免許状が失効しています。**教職員課のHP「教員免許状について」にある、「再授与申請(教員免許更新制により失効した教員免許状の再授与)」を見て、再授与申請手続きを行ってください。



●ケースその4



有効期間が免許状に書いてあって、令和5年3月31日までとなっています。私の免許状は現在、有効でしょうか？

新免許状(平成21年4月1日以降に発行された有効期間の記載がある免許状)をお持ちの方で、令和4年7月1日以降に有効期間が設定されている場合は、免許状は有効です。手続きは不要です。



●ケースその5



有効期間の異なる複数の免許状を所有しています。有効期間はどのようになるのでしょうか？

有効期間の異なる複数枚の免許状がある場合は、最も遅い免許状の有効期間を見てください。



●ケースその6



免許状が失効していて、再授与申請の手続きをしたいのですが、免許状を紛失しています。必要書類の中に、「過去に免許状が授与されていたことが確認できる書類」とありますが、どのようにしたら良いですか？

授与証明書の発行を依頼してください。教職員課 HP の「各種証明書の発行」の、「教育職員免許状授与証明書」を参照に申請手続きを行ってください。

